

第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十から第三十七条の十三の三まで、第三十九条、第四十条の二第二項、同章第五節、第四十一条の七第二項又は第四十一条の十四から第四十一条の十九の二までの規定の適用がある個人については、旧租税特別措置法第四十二条の三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第三十七条の十四」とあるのは「第三十七条の十三の三」と、「第四十一条の十九」とあるのは「第四十一条の十九の二」と、「所得税等負担軽減措置法第六条」とあるのは「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この条において「所得税等負担軽減措置法」という。）第六条」とする。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第百一条 附則第七十九条から第八十二条まで、第八十九条から第九十一条まで又は第九十三条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第七十九条から第八十二条まで、第八十九条から第九十一条まで及び第九十三条の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第百二条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第百十九条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三条 新租税特別措置法第四十二条の四第三項又は第七項に規定する法人のこれらの規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額）のうち、旧租税特別措置法第四十四条の三第一

項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四百条 新租税特別措置法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四百五条 新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用する。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四百六条 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定

は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項	第六項又は前項	第六項若しくは前項
	控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号。第十項において「平成十八年改正法」という。）第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（第十一項及び第十二項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の十一第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これら

	第十項	の金額
	第六十八條の十五第六項又は第七項	平成十八年改正法附則第三百三十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十八年改正法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八條の十五第六項又は第七項
第十一項	第六十八條の十五第二項	旧効力措置法第六十八條の十五第二項
	次項、第四十二條の四第十一項	次項並びに新租税特別措置法第四十二條の四第十項
	前条第六項及び第七項	第四十二條の十第六項及び第七項、第四十二條の十一第六項及び第七項
	第六十八條の十五第七項	旧効力措置法第六十八條の十五第七項

第十二項	第六十八條の十五第九項	旧効力措置法第六十八條の十五第九項
	第六十八條の十五第六項	旧効力措置法第六十八條の十五第六項
	同法第六十六條第一項	法人税法第六十六條第一項
	前項、第四十二條の四第十一項	前項並びに新租税特別措置法第四十二條の四第十項
第十六項	前条第六項及び第七項	第四十二條の十第六項及び第七項、第四十二條の十一第六項及び第七項
	第六十八條の十五第六項	旧効力措置法第六十八條の十五第六項
	同法第二條第三十一號の三	法人税法第二條第三十一號の三
	第六十八條の十五第八項	旧効力措置法第六十八條の十五第八項
第十七項	第六十七條第二項	第六十七條第三項
	又は租税特別措置法第四十二條の十一第六項	又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第

			及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項	第十八項
百六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十一第六項	及び旧効力単体措置法第四十二条の十一第六項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）	租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項（	

		第四十二條の十一第十一項又は第十二項（
同条第二項		同条第三項
租税特別措置法第四十二條の十一第十一項又は第十二項	旧効力単体措置法第四十二條の十一第十一項又は第十二項	

（法人の減価償却に関する経過措置）

第一百七条 新租税特別措置法第四十三條第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三條第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三條第一項の表の第二号又は第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四條第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日

以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

- 4 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備については、なお従前の例による。

- 5 新租税特別措置法第四十四条の四第一項（同項の表の第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成十八年六月一日以後に取得等をする同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

- 6 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

- 7 新租税特別措置法第四十四条の七第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

- 8 新租税特別措置法第四十六条の二第二項（同項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施

行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

9 新租税特別措置法第四十六条の二第三項第三号の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する共同改善計画につき同号の認定を施行日前に受けた法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11 旧租税特別措置法第四十六条の四第一項に規定する改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた法人の有する同項に規定する漁船については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第四十七条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する中心市街地優良賃貸住宅について適用する。

13 法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正す

る等の法律（平成十八年法律第 号）附則第三百三十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

（準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第百八条 新租税特別措置法第五十二条の三の規定は、同条第一項から第三項までに規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項までに規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第百九条 新租税特別措置法第五十五条第一項、第五十五条の五第一項、第五十七条第一項、第五十七条の五第一項（第二号の二に係る部分を除く。）、第五十七条の六第一項、第五十七条の八第一項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十五条第一項、第五十五条の五第一項、第五十五条の七第一項、第五十五条の七第一項、第五十七条第一項、第五十七条の五第一項、第五十七条の六第一項、

第五十七条の八第一項並びに第五十八条第一項及び第二項に規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十五条の六の規定は、同条第一項の表の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度であつて、会社法施行日前に終了する事業年度の同項の規定の適用については、同項中「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」と、「積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4 施行日前に旧租税特別措置法第五十五条の六第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結している同条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（次項に

において「信託契約締結法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（会社法施行日前に終了する事業年度に限る。）の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分を終了の日（第九項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）
第三項	第六十八条の四十五第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第三百三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十五第一項

第四項から第七項まで	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第九項	平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日
第十一項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第六十八條の四十五第十項前段	旧効力措置法第六十八條の四十五第十項前段	
第五十五條第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第十項	第五十五條第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第三百三十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条におい	

	て「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の四十五第十項
同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第十項	同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項
第五十五條の六第二項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五條の六第二項
「同条第十項」とあるのは「第六十八條	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結

	の四十五第十項	措置法第六十八条の四十五第十項
第十二項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十三項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
	第六十八条の四十五第十一項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十一項
第十四項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十五項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
	第六十八条の四十五第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十三項
第十六項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十七項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

5 信託契約締結法人の施行日以後に終了する事業年度（会社法施行日以後に終了する事業年度に限る。）

の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十五条の六の規定は、なおその効力を有する。こ

の場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第九項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）
損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）	損金経理の方法	積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）
積み立てたとき		

第三項	第六十八條の四十五第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成十八年法律第 号) 附則第百 三十五條第五項の規定によりなおその効 力を有するものとされる同法第十三條の 規定による改正前の租税特別措置法(以 下この条において「旧効力措置法」とい う。)第六十八條の四十五第一項
第四項から第七 項まで	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第九項	平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日
第十一項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
	第六十八條の四十五第十項前段	旧効力措置法第六十八條の四十五第十項 前段

第五十五条第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第十項	第五十五条第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百三十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の四十五第十項
同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第十項	同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項
第五十五条の六第二項	所得税法等の一部を改正する等の法律

		(平成十八年法律第 号) 附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力単体措置法」という。)第五十五条の六第二項	
	「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項	
第十二項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	
第十三項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項	
	第六十八条の四十五第十一項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十一項	
第十四項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	